

江南市立図書館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に指定管理者制度を導入したことに伴い、図書館の設置目的に沿った管理運営が指定管理者においても同様に確保されるよう江南市立図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 指定管理者が行う図書館の管理及び運営に関する事項
- (2) 図書館に収集する図書等の選定に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内とし、教育委員会が任命する。

2 委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、助言又は意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

(参考)

江南市立図書館運営委員会委員名簿

	委 員
1	市議会議員
2	教育委員
3	江南市立小中学校
4	江南市立小中学校
5	愛知江南短期大学
6	図書館ボランティア
7	図書館ボランティア
8	公募
9	<u>学校図書館司書</u>
10	教育長
11	指定管理者